

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

省庁名 農林水産省

No	2	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協共済）	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p><農協法に基づき農業協同組合が行う共済事業></p> <p>農家組合員が相互扶助を目的として、掛金を拠出し共同備蓄を行うことにより、遺族・老後・医療・介護保障を通じ、自助努力による生活保障を行うもの。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>生命共済掛金控除に別枠で、介護医療共済掛金控除を創設し、年金共済掛金控除と併せた3つの控除からなる制度とした上で、生命共済契約等の主契約又は特約に係る共済掛金について、それぞれの保障内容に応じ、各共済掛金控除を適用する制度を、保険料控除制度と同様に平成24年分以降の所得税について適用するため、平成22年度において必要な法制上の措置を講じること。（ただし、新制度が適用される以前に締結した生命共済契約等は従前の制度を適用。）</p>	
関係条文	<p>地方税法第34条第1項第5号、同項第5号の2</p> <p>地方税法第314条の2第1項第5号、同項第5号の2</p>	
要望理由	<p>少子化による労働力人口の減少、高齢化の進行により、社会保障負担の増大・社会保障給付見直しが見込まれる中で、私的保障の役割がますます重要となってきた。</p> <p>老後保障・医療保障ニーズが高まる中、依然として遺族保障（死亡保障）ニーズも高く、生活保障ニーズの多様化やJA共済仕組みの多様化・複合化が進んでおり、生命共済掛金控除と個人年金共済掛金控除を統合し、多様な共済仕組みを対象とする制度とするとともに、その所得控除限度額を拡充することによって、国の行う社会保障と併せて農家組合員の自助努力を支援することにより、遺族・老後・医療・介護保障の生活保障への加入を促進し、農家の営農・生活の安定に資する。</p>	
減収見込額	(初年度)	53 (5, 652) (平年度) 476 (5, 652) (単位: 百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>所得税において掛金の所得控除制度</p> <p>・融資、補助金その他</p>
	22年度の要望	<p>・国税</p> <p>本要望と同様の要望を行っている</p> <p>・融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯	<p>・従来から、生命共済掛金控除制度の拡充を要望しているが、昨年度の税制改正要綱の決定を踏まえ要望するもの。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	